b_{10}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第５階層」の「第１子」の数
b_{11}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第５階層」の「第２子」の数
b_{12}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第６階層」の「第１子」の数
b_{13}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第６階層」の「第２子」の数
b_{14}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第７階層」の「第１子」の数
b_{15}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第７階層」の「第２子」の数
b_{16}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第８階層」の「第１子」の数
b_{17}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第８階層」の「第２子」の数
b_{18}　２号認定子ども数（４歳以上・私立）の「保育短時間」(以下「２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間)」という。)のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_{19}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_{20}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数
b_{21}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_{22}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_{23}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数
b_{24}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_{25}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第１子」の数
b_{26}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第２子」の数
b_{27}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第５階層」の「第１子」の数
b_{28}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第５階層」の「第２子」の数
b_{29}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第６階層」の「第１子」の数
b_{30}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第６階層」の「第２子」の数
b_{31}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第７階層」の「第１子」の数
b_{32}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第７階層」の「第２子」の数
b_{33}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第８階層」の「第１子」の数
b_{34}　２号認定子ども数（４歳以上・私立・短時間）のうち「第８階層」の「第２子」の数
c　２号認定子ども数（４歳以上・私立）のうち「合計」の数
α_n　別表第二のア欄に定める月額単価

C　次の算式によって算定した額

算式

$$\sum_{n=1}^{34}(a\times b_n/c\times\alpha_n\times 6)/4$$

$a\times b_n/c$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$a\times b_n/c\times\alpha_n\times 6$に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　基礎数値等調査に基づいて報告された「04―２　教育保育給付（２号・３歳・私立)」の「令和元年10月１日時点児童数」の数
b_1　基礎数値等調査に基づいて報告された「04―２　教育保育給付（２号・３歳・私立)」の「平成31年４月１日時点所得階層ごと児童数」(以下「２号認定子ども数(３歳・私立)」という。)の「保育標準時間」(以下「２号認定子ども数(３歳・私立・標準時間)」という。)のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数（aが１以上かつ２号認定子ども数（３歳・私立）が０のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Cの算式の符号中b_2からb_{34}まで及びcにおいて同じ。）
b_2　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_3　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数
b_4　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_5　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_6　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数
b_7　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_8　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第１子」の数
b_9　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第２子」の数
b_{10}　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第５階層」の「第１子」の数
b_{11}　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第５階層」の「第２子」の数
b_{12}　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第６階層」の「第１子」の数
b_{13}　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第６階層」の「第２子」の数
b_{14}　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第７階層」の「第１子」の数
b_{15}　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第７階層」の「第２子」の数
b_{16}　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第８階層」の「第１子」の数
b_{17}　２号認定子ども数（３歳・私立・標準時間）のうち「第８階層」の「第２子」の数
b_{18}　２号認定子ども数（３歳・私立）の「保育短時間」(以下「２号認定子ども数（３歳・私立・短時間)」という。)のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_{19}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数
b_{20}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数
b_{21}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数